

国際労働会議と労働組合：全国労働組合同盟の場合

MURAYAMA, Shigetada / ムラヤマ, シゲタダ / 村山, 重忠

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

12

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1966-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017702>

国際労働会議と労働組合

——全国労働組合同盟の場合——

村 山 重 忠

一

全国労働組合同盟（以下全労または全国労働と略称）は、その機関紙である「全国労働新聞」第十五号（昭和六年二月一日）の紙上に「国際労働代表の選出権を放棄す——ブルとダラ幹の伏魔殿国際労働会議を排撃しろ」と題し、「わが全国労働は従来も我等の無産階級的立場から斯くの如きブルジョアの欺瞞機関なる国際労働会議の本性をバクロし又これに対して否認の態度をもって戦って来た」が、近くジュネーブで第十五回国際労働会議が開かれるため一月中に労働代表の選出が行われることになったので、「われらは労働会議否認の態度より去る一月二十六日開催された大衆党の労働委員会に提議し、^(注一)今年は大衆党支持団体一致してその代表選出権を放棄することに決定した」と、声明書を発表し選出権を放棄するにいたった理由をつぎのようにあきらかにした。

「国際労働会議そのものの本質は労資協調を名とする労働階級偽瞞の為めの国際的機関であり、従って我国労働

働大衆が之に対して否認的態度を持って居ることは、今更喋々するを要せざる所である。唯、その代表選出権行使に際して、便宜上行使すべきか、又は棄権すべきかは、其際に於ける国内労働組合戦線統一其他の立場より考慮せられて来たのである。然しながら、本年度代表選出に就いて見るに、日本労働総同盟外五団体より成る所謂右翼連盟は、この戦線統一の精神を無視し、却って単独にて選出権を行使する形勢を明かしている。依って我等はこれに対立的に代表を立候補せしめる程の必要を認めず、茲に本年度代表選出権を棄権することを決定するものである。

右声明す。

昭和六年一月二十七日」

全国労働は、国際労働会議は、「この会議を機会として各国の右翼労働組合のダラ幹が集まり、資本家やブル政府が投げ与える兎の糞のような利権を中心に各種の非階級的陰謀と裏切りが計画される」ところであるとし、しかも「特にわが国のごときは国際労働代表に誰がなるかということとは総同盟外五団体の組織するいわゆる右翼連盟の持ち廻り利権として独占的に決定されており、これがまた無産階級戦線統一を破壊する原因となっている」と、痛撃を加えているのである。しかし全国労働はつぎのようにいっている——「われらはこの国際労働会議否認の態度を鮮明にし一方この選出権だけは国内組合戦線統一上の点を考慮して保留して来た」と。

そしてまた、全国労働は他方、かねてから労働組合の戦線統一を志さず労働立法促進委員会が組合会議に組織を強化すべく画策しているのに対しこれに対応すべく、同年二月七日大衆党系支持九団体の共同提唱にかかる全国労働組合会議創立第一回準備会を開催している。この会合には、提唱団体である九組合のほか七組合の代表、さら

に「右翼連盟」中の海員協会、海員組合と、それに東京交通の各労組の代表者も傍聴として参加しているが、当日発表された声明書のなかには「全国労働組合会議創立第一回準備会は本日十四団体の即時加入および日本海員組合、海員協会の好意的傍聴の下に成功的に成立した」と、「右翼連盟」である労働立法促進委員会に所属する諸組合が傍聴にしろこの会議に出席していたということについて、「微妙な感」をいだかざるを得なかったのであろう。はたせるかな、この全国労働組合会議が開催されたとき、日本海員組合としては、ときあたかも商船同志会を合同して海上労働戦線の統一を完成し大いに意気があがっていたときだけに、単一の組合会議を結成すべく企図し、労働立法促進委員会の所属組合と準備会とに働きかけ、準備会側からは総連合、純向上会、全国労働など数組合の出席を求めて数次にわたる協議を続けた。しかし総同盟並に官業労働は時期尚早を主張し、全国労働をはじめ大衆党支持の九団体は全国労働組合会議を結成すべく準備過程にあつたことなどのために、海員組合が提唱するこのような戦線統一の計画は難行を続け、はかばかしくなかった。

さて、全労は同年六月一日創立一週年記念日を期して第四回中央委員会を東京本部で開き、各方面から注目的とされている海員組合提唱のいわゆる「労働倶楽部」についての対策を協議した。その結果、「指導精神にこだはらないで戦線統一を促進し同時に現下の労働組合に共通的な諸問題を処理してゆく」ようなものなら反対せず、但し既に成立している全国労働組合会議準備会の決定に従つて行動する」ということに態度を決定、一方組合会議準備会としても労働倶楽部問題の具体化とともにこれに対する方法を決定すべく、六月三日第二回準備会を開き、前記九団体代表などが参集、上条愛一の経過報告に対して各参加団体から「熱烈」な質問討論が行われ、ついで議案に入り、労働倶楽部に対する対策を協議した。しかし参加団体のうちには「労働倶楽部というような統制力なき組

織はなんら闘争の助けとはならないのであって、もし海員組合の案がその内容において指導精神を第二インタナショナルとか社会民主主義等を標ぼうするなら準備会としては倶楽部参加を拒否しても一路本準備会を組合会議に結成したいといったような意見を抱くものもあり意見の統一をみるにいたらなかったので、結局後に述べるような倶楽部案に対しては第三回懇談会で自由に討議決定することになっているから、準備会としては独自の案をもって臨むべきであるとの結論に到達し、具体案の作成は特別委員に一任するということで、この会を閉じた。^(注三)

しかし第一回準備会に傍聴して協力を約した海員組合および海員協会の「努力」が奏効し、同年六月二十五日日本海員組合主唱の第三懇談会が神戸の海員協会が開かれることになった。この会合には組合会議準備会側からは全労働、総連合、日本労働総連盟（旧純向上会）の四組合、労働立法促進委員会側からは海員組合、海員協会、日本労働総同盟、官業労働総同盟、海軍連盟の計八団体が出席し、討論に入り賛否両論がたたかわされたが、ついに妥協が成立ここに「日本労働倶楽部」なるものが成立するにいたつた。ところで、その規約の中にうたつてあるいわゆる「労働倶楽部」の「構成範囲」^(注四)にはつぎのような条件が必要であるとされている。

「本倶楽部は左記条件に一致するものと認めらるる労働団体より選出されたる各三名以上の代表者によって構成される。

イ 健全なる労働組合主義を以て指導精神とするもの（共産主義、無政府主義、ファシズム等の指導精神に反対するもの）

ロ 国際労働機関そのものに対し反対せざるもの」

ところで、全国労働が日本労働倶楽部を正式に承認したのは同年七月六、七、十二日の三日間にわたり東京およ

び大阪において開かれた第五回中央委員会でのことであるが、この会議における倶楽部加盟問題に対する賛否両論の主要点^(注五)は、結局つぎのように整理される。

反対意見の主要点

- イ 日本労働倶楽部加盟は前回六月一日中央委員会の決定
 - ロ 倶楽部参加は全国労働の将来の運動に対し損失多くして利益少し
 - ハ 組合戦線の統一は組合会議準備会を組合会議に結成して進むべきである
- 賛成意見の主要点

- イ 労働倶楽部参加は全国労働の将来の運動になんらの悪影響なし
- ロ 真の全国的統一に反対しつつある総同盟系の右翼団体に対する共同戦線の戦術として有効だ
- ハ 規約中の字句は懇談会に於ける討論の経過より見て全国労働としては独自の解釈をなし得るもので前回の中
央委員会の決定の精神に反することなし

ニ 準備会関係の友誼団体には全国労働の方針を了解して貰つて歩調を一にして進むべし

その後、全国労働は全国労働新聞第二十五号（昭和六年七月二十日）の紙上で、「大右翼結成の成功とは総同盟の空宣伝——倶楽部を通じて階級的統一の促進」と題し、全国労働の労働倶楽部加盟が労働者階級の統一促進のため大いに意義があることを力説し、国際労働会議については、さきに掲げた「構成範囲」のなかにある「国際労働機関に反対せざるもの云々は、始の海員組合の原案では『本質的に反対せざるもの』とあったのだが、今日労働総会がブルジョアの欺瞞機関であることは大会の方針書でも『本質的に否認』しているので本質の文字は削除して

いる。だが、わが方針書では今なお『利用を認めている所もあるから統一の必要上利用してもよい』とあるのでこの字句それ自身は全国労働の方針になんら反しない」と、若干弁明めいた言辞をろうしている。したがって、全国労働のこのような態度にたいして、全労傘下の労働組合の間にはこれを心よからず思っているものがあり、たとえば日本運輸労働組合大会（六年十月二十四日）並に大阪合同労働組合大会（六年七月四日）などでは、ともに国際労働会議否認を決議し、東京地方連合会大会（六年八月六日）では国際労働会議排撃を決議するなど、全国労働の内部には随処に動揺の兆がみられるようになった。

そのような動揺のなかで、全国労働組合会議第三回準備会が八月十六日全国労農大衆党本部において開催された。この会合では上条愛一の労働倶楽部にたいする報告を中心に準備会の今後の方針について協議が行われたが、同日出席の団体のうち全国労働を除き瓦斯工、横浜市従、東京市従、郊外郊友会の四団体は労働倶楽部粉碎の立場からの戦線統一をやるんだと声明、ついに組合会議準備会の即時解散を決議した。しかし全国労働としてはこの解散決議には棄権し、したがって組合会議準備会は解散に決定した（全国労働新聞第二十七号には「我が全国労働としては準備会の解散決議には棄権し準備会は茲に右四団体によって解散せしめられるに至った」とある。

以上のように、全国労働が漸次倶楽部の右翼的イデオロギーに引きずられんとする危険を多分にはらみつとあると同時に、他方においては加盟組合の倶楽部反対派は「全労倶楽部排撃闘争同盟」を結成、かくて全国労働はやがて分裂するが、いづれにしても「倶楽部の成立は、全国労働をふくむ中間派組合についてみれば、共産主義的傾向の清算であり、同時に中間派運動の解消ともみることができ^(注六)」と見られている。

日本労働倶楽部第一回懇談会が、八月二十七日日本海員組合主催で開かれ、官業労働の代表から倶楽部規約中の

「構成範囲」の解釈について明確なる定義を決定せよとの要求があり、総同盟よりも同様の希望があり、その他海員組合の浜田からは「国際労働会議に対する倶楽部の態度決定」の意見があつたが、保留となつたと機関紙（第二十八号、六年九月十五日）では報じている。だが保留となつた理由についてはなんら明らかにされてはいない。

さて、全国労働の第六回中央委員会（六年十月十二日）は第二回全国大会の準備を中心に開かれたが、大矢委員長議長のもとにつきのような申し合せが行なわれた。

「本同盟は国際労働代表随員顧問などを派遣せず」

なお、全国大会（六年十一月一―三日）には、「国際労働会議排撃」とか「国際労働会議否認」といつた議案が提出される予定になっていたが、組合本部は「労働倶楽部排撃問題による議場混乱」を理由にこれらの議案を審議未了に終らしめ、その後全国代表者会議で審議されることになっていたが、この会議でもこの議案は撤回されてしまい、後者は大会議事委員会によって採択されず、要するに握りつぶしに終るといった結果となつてしまつた。

六年十一月十八日、東京芝総同盟本部において日本労働倶楽部の第二回懇談会が開催され、昭和七年度（第十六回）国際労働総会への労働代表・顧問・随員の選衡に関する問題が参加組合代表委員の参集のもとに論議された。

この席上、全国労働の委員はさきに開かれた中央委員会で決定された趣旨により「全国労働は労働代表、顧問、随員などを何れも出さざることに決定している」との声明発表し、「さらに進んで本件はクラブで決定すべきに非ず代表並に委員の選挙の資格を有する全労働団体の会議に提唱して協議すべきである」と提議し、万場一致これを異議なく認め、ただ倶楽部としての原案を研究するために各組合から一名の小委員を特に任命して話しあい、その結果を十九日続行の懇談会で審議することにしてはということになつた。

ところが、この委員会には全国労働の委員が出席しなかつたので、翌日の懇談会における小委員会の報告はさらに次回で改めて審議決定することにしようということで散会した。

そして労働代表などを決定することを主たる目的とする第三回懇談会は総連盟主催のもとに十二月十五日大阪市中の島公会堂で開催された。同日全国労働代表も出席して議事(注八)に入る。当日労働代表候補について決定された内容列記すればつぎのとおりである。

まづ米窪から現在までの一切の経過の報告があつて後前回と同様審議を敏速ならしめるため各団体一名よりなる小委員会を開き懇談にはいる。

(イ) 代表としては前回の懇談会において内定した西尾、阪本、両氏の外に「突如」(筆者注)鈴木文治氏を加へての三案が提出せられて容易に決定をみなかつたが、総連合側では「倶楽部創立の精神たる組合間の感情の対立を避け相互に親睦融和をはかるとの趣旨をまづこの問題を通じて実現したい」と、阪本氏が自発的に候補たることを辞任し西尾氏を推したので、第一候補としては西尾氏、第二候補としては鈴木氏と決定。顧問は総連合と組合連盟から選定することに決し、人選は両組合に一任。

(ロ) なお、労働代表候補の最後の決定方法については、全国労働から労働倶楽部においてなさず、広く全国の有資格団体の協議会を開いて決定するようにとの提議があつたが、今回は投票日が十二月二十六日であつて日時がないので、倶楽部の決定案を可能の範囲の団体に通知して協力諒解を求めるということに決定。

なお、同懇談会は全国労働の提議によつて、つぎのような声明文を可決決定し、将来できる限り多くの未加入の団体を網羅するよう努力すといふことにきまつた。

労働倶楽部は前代未聞の経済界不況時において、最後の絶望的攻勢をたくましくしつつある我が国資本家階級に対するプロレタリアの生活権を防衛する我が国労働組合の真の全国的中心たる自己の立場に鑑み、日本労働倶楽部規約の規定する範囲内において従来も労働戦線の全国的統一に努力し来れるも、将来益々その門戸を開放し、労働組合の産業別整理を断行することによって真の全国的労働組合会議にまで発展すべきことを期す。

さて筆者は、以上のように、日本労働倶楽部と全国労働との関係、いきさつについてかなりくわしく述べてきたのであるが、本稿の冒頭において全国労働は国際労働会議をもって「ブルとダラ幹の伏魔殿」である以上、このよくな会議への労働代表選出権は保留乃至は放棄すると大いに意気まいていたにもかかわらず、後には全国労働が中心になってその結成に努めていた全国労働組合会議を、一部の参加組合がこの準備会から脱退したからとの理由によってこれを解散へと追いやり、かつては「札付右翼連盟」とよんでいた日本労働倶楽部（後に日本労働組合会議と改称）の一員としてこれに参加し、これによつて「過去数年間左右両翼に対立して抗争分裂をくり」かえし来つたわが国労働組合の全的統一の第一歩がはじまった。陸上も海上も、右も左も、分裂時代を清算すべき時が迫っている」（全国労働新聞、第三十三号、四頁）と平然としているのに対して、他方では全国労働が日本労働倶楽部に参加するやこれに反対する組合や同志が多数全国労働の内部に倶楽部排撃同盟を結成し、全国労働本部にたいして抗争をいどみ、全国労働はこれらの同志をにべなくも簡単に除名しているという事実が存在することを想い出していただきたいのである。そこには、なんらの階級的統一性の片りんをも発見することができない。

注一 大衆党の労働委員会というのは、全国大衆党を支持する労働組合が組織する政治連絡委員会のことであつて、全国労働をはじめとし、日本労働組合総連合、東電従業員組合、東京瓦斯工組合、東京市従業員組合、横浜市従業員組合、商船同

志会、日本窯業労働総同盟、神戸市電従業員組合の九組合が参加している。

注二 全国労働新聞、第二十三号、六頁（昭和六年六月二十日）

注三 右同第二十三号、一頁（右同）

注四 右同第二十四号、三頁（六年七月五日）

なお、日本労働倶楽部は日本労働組合会議に改組してから後の規約は、構成の条件として（イ）健全なる労働組合主義を以てその運動の主義方針と為すもの、（ロ）会費納入者千名以上の団体ただし大会または評議会においてこれを認むるときは千名以下の団体の加盟を許すことあるべし、と規定している。

注五 全国労働新聞、第二十五号、二頁（六年七月二十日）

注六 社会政策時報、昭和八年二月号、三十二頁。

注七 全国労働新聞、第三十二号、四頁（六年十二月十日）

注八 右同、第三十三号、三頁（六年十二月二十五日）

二

以上のように、全国労働では、日本労働倶楽部問題をめぐり、一部の組合が全国労働を脱退して労働倶楽部排撃同盟（後の全労統一全国会議）を結成、そればかりでなく他の一部の組合がやはり全国労働から分離して全労国社派の成立を声明して社民国社派に合流するなど、全国労働内部では依然として絶えず対立や再編成が続いて行われ、したがって全国労働の本流は漸次弱体化して行くばかりで、それらが全国労働の日常闘争の上にも財政の上にもかなりの影響をおよぼしていたようである。故に、昭和七年十月十五—十七日の全国労働第三回全国大会では、本部の時局闘争報告に対して関東食産労組の里村馨と本部員との間にはつぎのような質問応答が行われている。^(注一)

里村はつぎのように質問している――

「国際労働会議について全労の方針は本質的にこれを否定しているが、組合会議はこれを認めている。これに矛盾はないか。さらに全労が代表者選出に際して投票権を行使しているのは如何なる意味か」
これに対し、本部役員山口常次郎はつぎのように答えている――

「国内的戦線統一のためには国際問題の場合にも同じ立場からこの方針を遂行しなければならぬ。今後の投票権については全労は組合会議に加入しても自主権を有しているから、如何なる態度をとってもよいわけだ。ただ、われわれといえども主義を同じくしたものに投票することはなんら矛盾ではないと思う」

右のような本部役員の答弁では、組合員大衆の納得は得られそうに思われない。はたせるかな、同年の大会には「国際労働会議排撃に関する件」が議案としてとりあげられ、提案者である関東食産労組の渡辺惣蔵はつぎのように説明している。

「われわれの組合たる全労は明確な階級的立場で運動をなす以上、国際労働会議のごとき労資協調を目的とする会議に対しては絶対的排撃の態度を示さなければならぬ。また国際労働会議自体は資本家地主たちが労資協調という名義のもとにあらゆる欺瞞と陰謀とをもってわれわれプロレタリアの闘争力を麻痺せしめんとする機関であることを知っている故に、われわれとしてかかる機関はなんら必要なく絶対反対である。本部員におかれても、国際労働会議に対する態度を大衆の期待に副うべく階級的良心と責任をもってこれが処理されんことを併せて希望する。実行方法は中央委員会一任」。

右に対し、まづ関東合同の内田伊三郎が立って「提案者は労働会議代表者に対する投票権を抛棄する意図のもと

に提案されたりや」とただせば、本部役員は「投票権を抛棄すべしという趣旨をもって提案したものである」と答え、続いて討論に移り、まづ中国連合会の佐竹新一から「国際労働会議に代表を送って、われわれはなにを得たであろう。日本資本主義に拍車を加えし役割こそ演じたが、決して失業者は救われていない。また、労働条件もよくなっておらぬ。かかる労資協調主義の会議に対しては絶対反対である」とつけば、前記の本部役員山口は「国際労働会議の本質は労資協調であるという説に対しては異存はない。同感である。なお、代表者に対する投票権の抛棄についても本部として賛成するものである」と答え、一応本案は「満場一致」という形で可決された。全国労働機関紙全国労働新聞は同大会における右議案にたいする措置として、主文、実行方法をつぎのように述べているが、これだけのことでは、全国労働の組合員大衆が国際労働会議に対しては、満足をあたえることができないのではないかと思う。

主 文

本大会は国際労働会議の排撃をもって階級的労働組合運動の任務なりと認む

実行方法

同盟従来の方針を具体化すること

昭和八年一月十四—十五日東京芝の日本労働会館で日本労働組合会議および同評議員会が開催され、議案の一つとして「第十七回国際労働総会代表顧問選出」がとりあげられ、「代表に阪本孝三郎（総連合）顧問に今岡与一（製鉄連合）、他一名（書記局に一任）を推薦し、投票は組合会議の決議により書記局よりまとめて行うこととする」ということになったが、全国労働は同年度の国際労働代表選出に対しては、「組合会議の今日の情勢からして、従来

の政治的行動について兎角の批判のあったとき人物を候補者として推薦することに異議をとなえたが、執行委員会および書記局において討議の結果、全労の川上丈太郎氏、総連合の阪本孝三郎氏を候補者として推薦してきたので、全労はこれを辞退した^(注三)と、全労機関紙は報じている。

昭和八年に入ってから、わが国の準戦時体制はさらに強化されていった。したがってそれがわが国内の労働運動に影響をおよぼすであろうということは、当然想像されるが、全国労働の運動方針のなかにもそれがはっきりあらわれてきた。

全国労働の第四回全国大会は十月十五、十六、十七日の三日間神戸朝日会堂で開催されたが、河野議長は挨拶で「我国のみならず現在は世界を通じて反動の時代である。この時にあたって飽くまで労働組合の陣容を守り」、「この反動の嵐の中にあつて、一意陣営の拡大強化に努めなければならぬ」と強調し、また大会宣言のなかでもわが国においてファシズムが強化されつつあること、したがってこれに対抗するためには、当面の任務としては組織をさらに具体的に、計画的に未組織の分野の開拓に向けねばならぬこと、公式的な理論は具体的・現実的な戦略に置き換えられねばならぬこと、屈伸性ある戦術の適用によって狭隘な運動をより大衆化せねばならぬことなどを力説している。したがって同大会における提出議案は、ほとんどすべてが組合員大衆が当面要求するようないわゆる現実の生活に関連するものばかりであったといつても決して過言ではないように思う。

しかし全国労働の国際労働会議に対する考え方なり態度なりについては、組合員大衆としてはやはり依然として割り切れないものがあるのである。同大会の議事録のなかから、この問題についての一般質問応答の摘要をつぎに紹介しておこう。^(注四)

質問 松井政吉（日本運輸交通）——日本労働組合会議執行委員会で国際労働代表選出が問題となったとき、全労からなにゆえ候補を出したか。

答弁 鈴木悦次郎（本部）——報告にもある通り、戦線統一の戦術上および組合会議の階級性擁護の建前から、そうした態度をとったのだ。

質問 松井——全労の方針では国際労働代表選出の投票権の行使は、情勢に応じてなされることになっているが、自分の方から候補者を推薦することは決定していない。その点の見解と責任とはどうか。今後は、当面の方針として国際労働代表の問題には投票権も行使せぬように決定しては如何。

答弁 菊川忠雄——同会議の直後、鈴木君から本部役員辞任届が出されたが、大阪連合会の意見も徴して却下した。なお、全労は国際労働会議排撃の態度は決定していない。今日まで消極的に取扱ってきたまでである。情勢に応じて善処すべきであって、固定化する必要はない。

右全国大会の第三日目にも、第五分科委員会でやはり国際労働總會代表選出問題が議題としてとりあげられ、「方針は特別分科会に一任」ということでけりがついたが、その経過について報告書にはつぎのように書いてある。

質問 松井政吉——国際労働代表選出問題で鈴木悦次郎の辞任問題まで引き起こしたが、次年度においてはかかるとのならないよう明確な方針を決定しておく必要があると思うが、本部はいかなる考であるか。

答弁 井上委員長——（一）全労より代表を推薦したのは、組合会議の階級性擁護のためであった。（二）今後の国際労働機関に関する方針は全労既定の方針で、そのときの事情に応じてやるようにしたい。

意見 (一) 渡辺物蔵——代表選出・投票権行使の問題は、全労の方針の範囲内であるが、代表推薦は方針を逸脱していると思う。今後、かかることのないようにしてもらいたい。

(二) 田中治英——国際労働代表について常に全労第一主義からのみでなく、全国内大衆に及ぼす影響を考慮してやってもらいたい。

以上のような質疑応答があつて後、この問題は特別委員会に移され、まづ茅野真好の説明があつたが、審議の結果、「従来の方針に基き対処する」との決定で、この問題には一応終符がうたれることになった。

なお、最後に付言しておかなければならないことは、同年大会直後の第一回中央委員会^(注六)(十月十八日)は大会の決定事項の処理および本部役員を選任などのために開催されたが、この会合では議事として「非常時当面闘争方針綱領、主張などを含めて案内書式を作成することがきめられた。この「非常時当面闘争方針要綱」は右の全国大会で決議決定されたものであるが、同方針は「非常時」対策の直接の目標を「勤労大衆の政治的自由、大衆生活の安定、国際関係の合理化」に置き、当面の具体的対策として「労働階級の国際的提携を促進するための諸機関の積極的活用」が必要であるとうたっている。これをみてもわかるように、全国労働の運動方針は、その創立当初に「札付の右翼連盟」とひぼうしていた日本労働総同盟などのごとき組合となら変るところがないようになりつつあるのではないか。そうしたことは、その後における全国労働の態度なり考え方なりのなかにもうかがわれるように思われるのである。

さて、八年十月二十五日、日本労働組合会議第一回拡大執行委員会では、第十八回国際労働会議に出席させる労働代表は全国労働から選出するということに全会一致で決定した。このいきさつについては省略するが、しかしこ

の決定に対し、全国労働の執行委員会としてはこれを受諾するか否かを留保することとし、その旨日本労働組合会議にたいし回答している。

その後、この問題は全労傘下の各組合で討議されており、たとえば大阪連合会では十二月五日の常任委員会で国際労働会議に関する各地の情勢報告が行われているが、国際労働代表選出については、(イ) 全国労働から来年度の国際労働代表を選出すること、(ロ) 労働代表の人選は大阪選出の中央委員に一任すること、(ハ) 大阪金属労働組合の附帯意見 (同盟本部は労働代表選出についての全国労働の建前を機関紙その他によって宣明すること) を第二回中央委員会に提案することなどが議せられ決定されている。^(注七)

このように、右連合会はもちろんのこと他の全国労働傘下の各組合で、それぞれ国際労働会議へ全国労働から労働代表を選出すべきか否かについて組合員大衆の意見を聴取するための努力がなされていた。

このような経過をたどり、全国労働傘下の組合の間には、労働代表は全国労働から選出すべしとの空気が漸次濃厚になっていった。

したがって、全国労働本部は、十二月一日在京中央委員懇談会 (出席者は、河野密、菊川忠雄、茅野真妙、高橋涉、天満芳太郎、大森種市、鶴五三、山口常次郎) を、および六日夜には中央委員懇談会を開き国際労働会議の問題に関して意見の交換をすることにした。懇談の結果、この中央委員会では、拡大中央委員会の開催を決定し、国際労働会議の件その他の協議予定の議事はすべてこの中央委員会が提案をしてそこに廻すことに意見の一致をみた。

緊急拡大中央委員会は、十二月十四日大阪労働学校会議室で開かれ、本部長一七名、地方選出委員二三名計四〇名^(注八)が出席して、ここでも国際労働会議についての協議が行われた。

全国労働は、この会合で正式に全国労働から第十八回国際労働代表などを推すことに決し、その後の中央委員会
が人選に当り成案を得て組合会議に提案した。

したがって組合会議執行委員会はこの提案を中心として意見の交換を行ったが、全国労働の提案と組合会議の意
見との間にはかなりのへだたりがあったため、話がまとまらず翌十五日夕一旦閉会、改めて十六日再開し協議を重
ねた結果ようやく妥協成立し、つぎのような決議がなされた。

一 日本労働組合会議第二回執行委員会は第十八回国際労働総会に出席すべき代表として菊川忠雄、同顧問とし
て鈴木倉吉、岩永栄一を推薦する。

ところで、国際労働会議に対する全国労働の態度は、実は既に創立当初の運動方針の「国際的諸運動に関する方
針」の項で、全国労働としては(一) 国際的諸運動に対しては第二・第三インターというがごとき国際的水準に立
って態度を決定するものでなく、(二) わが国労働組合運動の発展段階と国際的・国内的情勢に即して具体的に決
定されるもので、(三) 国際労働会議に対してもその階級協調機関たる本質に対しては否認的態度をとり、(四) 国
内労働運動の戦術上利用価値あるときに限り選挙権を行使する、とうたっている。そして、六年十月の第六回中央
委員会で日本労働倶楽部問題が討議されたとき、全国労働は国際労働代表随員、顧問などを派遣せずとの申合せを
行ない、きぜんたる態度をとっていることは既に述べたとうりである。ところが、前述のごとく第四回大会では賛
否両論が出され、かなりの論議はかわされたが、結局全国労働としては「従来の方針に基き対処する」との決定を
しているのであるが、これだけではなんとしても組合員大衆を納得させるわけには行かない。(この点については
注九を参照されたい)

さらに、前にも述べたように、第四回全国大会決定の「非常時当面闘争方針要綱」でも、「非常時」の名のもとに、全国労働の本来の運動方針は大いにゆがめられているように思われるのである。しかしそれはそれとして、筆者は全国労働新聞（第六十号九年一月二十五日）に掲載されている「我等は何故に国際労働代表を選出するか」なる一文を紹介して、読者の全国労働批判の資料としたいと思う。

主 文

来年度第十八回国際労働代表選出に際し、全国労働より代表を推す方針をとること

理 由

右の四点に重点をおく。

第一、今日国際的、国内的反動の高調下にあつて、労働階級の国際的提携は極度に追い詰められている。この時、国際労働会議は従来の別個の意味を活用すべきである。

第二、我等は日本の労働運動の今日の実情より観て国際労働会議の本質乃至は傾向を必ずしも肯定するものではないが、かかる機会を労働階級の国際的提携の促進と国際的諸関係の合理化の線に沿うて活用することを有効と認める。

第三、全国労働が内部的事情などのために本問題に対して回避していることは、全国労働の運動を固定化さす傾きがある。第二、第三インタかななどの如き国際的運動の水準から観ずるに国内的情勢から観て全国労働の運動の屈伸性をもたすためには、今日の機会を把むべきである。

第四、全国労働は組合戦線の統一、特に日本労働組合会議の強化統一に積極的努力している。ところが、従来

国際労働会議の問題で引かかっていたために、稍もすればそれが団体間の統一が強化されない原因であるかの如き皮相な見解を与えた。全国労働が屈伸性をもって本問題に対することは、統一戦線の中心問題に一步肉迫することとなる。

以上のように、全国労働は従来の態度を一変して（全国労働の本部としては従来の態度を一変したなどとは絶対に考えていなかったのかもしれない）、国際労働組合会議の「推薦」による菊川忠雄を九年一月十七日正式に労働代表として選出することにきめた。

国際労働会議の労働代表に決定した菊川忠雄並に随員の鈴木悦次郎は、余議に臨むに際して「特に日本無産階級の立場から、満洲問題に対する実地見分を詰め、ファッショ問題以来しばしばこれに対して明確なる態度を声明し来た我が全国労働の政治的見解を、より一層確信づける」（全国労働新聞、第六十二号、一頁）必要があるとなし、約二十日間の旅程をもって九年三月七日満洲国の視察に向い、帰国後、予定の四月十九日神戸を出帆鹿島立ったが、機関紙「全国労働新聞」第六十三号の社説は「国際労働会議に期待するもの」と題しつぎのようにいっている——「我々は全国労働組合同盟が新に国際的連関を有つに至ったことを喜ぶと共に、その使命の重かつ大なることを痛感する……我々は国際労働会議を機会に一步たりとも日本の労働運動を前進せしめたいと思う。それが我々の国際労働会議に代表者を送るに至った最大の理由である」と。

全国労働の第五回全国大会の開催は、関西地方を襲った颱風のために延期され、九年十月十九日から三日間に行われた。提出議案には組合員に対する福利共済施設乃至対策の拡充あるいは要求といったものがきわだつて多くみられた。他方、分科委員会では、提出議案とはしなかったが本部報告および意見を中心に、国際問題、戦線

統一問題などに対する質問応答が本部役員と組合員代表との間に行われた。その一つに国際労働会議の問題がとりあげられている。つぎにこの問題に関する質問応答の模様を機関紙全国労働新聞（第七十一号、四頁）から引用しておこう。

質問 内田定五郎（全国映画）——国際労働代表は各団体持廻りを中止し日本労働階級の全体的意志を率直に代表し戦いうるような人物を出すようにしたらどうか。

答 菊川（本部）——年々計画的に有効に戦い、前年度の努力を継続発展せしめるために人物に重点を置く必要がある。全国労働組合会議内において慎重にこのために努力する。

そして大会直後の第一回中央委員会では、来るべき第十九回国際労働会議の代表、顧問、随員選挙については、全国労働選出の労働組合会議役員が善処するとの決定がなされ、同会議には日本労働組合総連合会の八木信一が代表、日本労働総同盟の原虎一が顧問として出席すべく、十年四月十八日神戸港を出発した。

以上、全国労働組合同盟が創立してから、同組合は国際労働会議に対してどのような態度なり考え方をしていたかについて述べてきたが、十年七月末同組合と日本労働総同盟との間に合同協議会が結成され、翌十一年一月十五日両組合の合同大会が挙行された。したがって全国労働組合同盟の国際労働会議に関連する問題はこれをもって終止符を打つことになる。

注一 全国労働新聞、第四十七号、四頁、（七年十一月一日）

注二 右同、第五十一号、一頁（八年二月二日）なお、日本労働組合会議は、「政府が国際連盟を脱退するとともに国際労働機関に残ることは社会立法制度の關係上必要である」との見解をとり、二月二十五日在京政治委員によって国際労働機関脱退反対の決議をなし、これを関係各省大臣に手交した。反対の論拠は米窪書記長から各加盟団体に報告された。いわく

日本が国際連盟を脱退することは——これを云ひ換ればオフィシアル日本が政治問題を審議する国際的機関たる国際連盟より脱退することは——それが世界平和を脅威、国際戦争を誘発するおそれある点において日本労働階級の不幸を招来するものであると云ふ事ができると思ひます。従つて比の一点を理由として我が国の国際連盟脱退に双対せる社会大衆党の態度に日本労働組合会議書記局も又賛成するものであります。然しながら日本労働組合会議の目的は健全なる労働組合主義の下に労働階級の生活条件の改善、社会的地位の向上に向つて専心努力するにある以上、現段階においては今尚純然たる政治問題の範囲内に属するこの問題について組合会議としての意見を確立する事よりも寧ろ我が国政府が国際連盟を脱退する曙においても国際労働機関に残るべきことを主張することが左記理由に基き、日本労働組合会議としてより一層重大なる任務なるべきを痛感しました。

一 最近における我が国社会立法の制定および改善は殆んど全部国際労働総会採択の条約および勸告に従つて示され、暗示乃至は促進されたるものと云ふべし。したがつて国際連盟に対する問題を切り離して考慮するも此際我等は日本が国際労働機関に留ることが我等の価値利用論と合致する。

二 オフィシアル日本が国際連盟を脱退し所謂世界孤立に陥りたる今日こそ、却つて真の中堅国民層たる吾人組織労働者の国民外交——国際労働運動が——潑刺として始らなくてはならない。日本の実質および要求を世界各国の民衆に紹介するものは、この我等の国際的運動以外には断じて存在しない。

第十七回国際労働総会に出席すべき労働代表および顧問の推薦については、日本労働組合会議がこの年から行うことなり、組合会議は一月二十日労働代表委員を三組合から推薦、一般投票の結果もこれを認め決定

なお、四月十九日の組合会議執行委員会は、第十七回国際労働総会議題、満州問題および国際連盟脱退に対し労働代表としてとるべき態度につき甲合せをしているが省略する。日本は昭和八年三月二十七日国際連盟を脱退したが、国際労働会議からは脱退しなかつた。

注三 全国労働新聞、第五十一号、一頁（八年二月二十日）

注四 右同、第五十八号、三頁（八年十一月十日）

注五 全国労働第五回大会報告書並びに議案、二〇―二二頁

注六 全国労働新聞、第五十八号、四頁（八年十一月十日）

注七 右同、第五十九号、四頁（八年十二月十五日）

注八 右同

なお、緊急拡大中央委員会では、全国労働が労働代表を選出することに決定したということについて、委員の間でかなりつつこんだ質疑応答が行われた。かなり参考になるかと思われるので、通達第三号（八年十二月二十一日）によつてそのときの模様を紹介することにしよう。

この会合では、まず型通り菊川主事から経過について詳細な報告があつて後、河野勇から「議事進行に関して」として「本問題を円滑に討議するため拡大中央委員だけで休憩中懇談しておきたい」との発言があり、さらにそれに続いて菊川忠雄から「大衆討議をした上で採決した以上各員は当然統制に服するという信頼をもつている。この会議の席上で各自充分意見の開陳をしてもらいたい」との発言があり、各委員これを承認し、質問に入り、大要つぎのような質疑応答が行われた。

問 伊藤——全国労働創立当初の運動方針書作成当時と、今日との情勢の変化について、

答 菊川——作成当時の見通しがその後今日では具体的にあらわれている。ただしそのあらわれかたは世界恐慌の急激な深化発展、国内的、国際的にフツシヨの急速な抬頭、戦争の危機の現実に切迫している点など、新しい具体的事実をもたらししている。また、労働運動の上にも変化があり、統一戦線のごときも一般的な呼びかけから具体的となつたなど。したがつてこれに具体的に対応する運動をとらねばならない。

問 松井——第四回大会では『従来のとおり云々』と決定しているが、大会後僅か二ヶ月の間にどんな変化があつたか。また、機関の運用上について疑問は起らないのか。

答 菊川——大会後十月二十五日の組合会議拡大執行委員会において書記局から代表選出に關しての正式提議があつた。そのために、具体的に対する必要に迫られている。また、本問題は提案理由説明にも明かなとおり、大会決定方針の部分的具体化であるから、中央委員会において決定しても疑問は起らないとも考えられるが、今日の全労内部の情勢からして特に大会で末解決の問題を決定するという考で拡大中央委員会に付議した次第である。

問 松井——大会で国際労働代表の問題は決定されていると思う。今日の提案は大会決定を変更するものと考えられるが。

答 菊川——大会では『従来の方針により対処する』となつてゐるが、その内容は再討議をする必要があるとする意見も加味されている（と特別委員会当時の事情並に本問題を扱わなければならなくなつた事情を提案現由の補足として説明。）

問 内田——国際労働代表問題については本質論は問わないが、しかし本問題は運動方針に抵触すると思へられる。それも、国内、国外の特殊事情に非常な変化があつた場合はともかく、なんらその事情がないと思われ今日、かかることは大会決定の無視にならないか。

答 菊川——情勢は根本的変化ではないが、相当の変化である。そしてさらに、事態は進展しつつあると考える。また、大会当時は組合会議からまだ推されていなかった。決議無視ではないと考える。

問 松井——運動方針は不変的なものとは考えてはいないが、いつかの組合会議執行委員会でも労働代表の問題に関して鈴木氏のとつた態度は越権行為であるとされたことがあつた。これから考えると、大会決定の無視になるのではないか。中央委員会は地方情勢を考慮して案を提出したか。

答 菊川——反対賛成の意見のあつたことはわかつてゐた。だから、組合会議の推薦に対しても相談してみると答えておいた。中央委員会は全労の内部事情がいずれにまとうるかという傾向と同時に、全労の運動をこの具体的問題の解決を通じていかに発展させることが正しいかという点をあわせ考えてみた。そして本案を提出した。

答 鈴木——辞表提出当時および大会当時には、組合会議関係を考慮してくわしく報告しなかつた（と詳細な経過報告並に組合会議書記局の意見を補足報告）

問 志村——代表を出せばどれほどの効果があるか。

答 菊川——直ちに効果を期待することはできない。全労の方針屈伸性を持たすことだと思ふ。代表の一人や二人行つたとて、そのことから直接に効果はない。だから、大衆的に代表選出の意義を徹底させて、イデオロギーを明確にし行動として国際的提携の促進、国際関係の合理化をはからなければならぬと思ふ。

以上で質問応答をうちきり採決に入るにさきだち、東京連合会を代表して渡辺惣蔵からつぎのような釈明があつた。
東京連合会の立場から一言釈明したい——本問題に関し詳細な報告もあり討議もすでにつきてゐると思ふから、わが東
会京連合の事情を申し上げたい。この問題に関し、東連は充分な審議をする余裕を持たなかつた。本月十二日に至つてよ
うやく審議するにいたつたくらいで、職場の意見、意向も充分まとめるところまでいたつていない。したがつて賛否両論

ある関係上東連の態度を全体にまとめる必要上いまだちに本問題の採決に加わることを保留するということになつてゐる。しかし、保留するということは、本問題の反対組合においてそれによつて反対運動を起すというようなことはない。ただ、前述の事情から保留態度を表明するの止むなき事情を諒とされたい。しかし賛否両論の採決にあつては、東連の拡大委員会は賛否いづれのものとも棄権することにはなつてゐる。ただし棄権するといへども、同盟の鉄のごとき統制を確守し、東連全体をまとめるだけの階級的信義と確信をもつてゐる。それ以外にはなんら他意ないものゆゑ諒承されたい。

希望意見 松井——代表選出に対しては広島は積極的賛成ではないが、全労の統制と階級的立場を確保してもらふということを経済的に選出に賛成する次第。

以上で採決に入り、反対（東京連合会は棄権）中央委員会案を可解。

なお、代表、随員の人選については、丹波、中川両君の希望意見開陳などの後、中央委員会一任とす。追加、拡大中央委員会閉会后直ちに中央委員懇談会を開き代表人選につき協議した結果、地方意見を考慮して、おつて決定すること、その間の交渉などは主事一任となつた。

十二月十六日、日本労働組合会議執行委員会が東京日本労働会館にて開催され、その席上で、とりあえず全国労働選出委員（菊川）から『第十八回国際労働総会に対する代表候補の推薦を全国労働で受諾する』旨を回答。

注九 全国労働新聞、第六十号、二頁（九年一月二十五日）